

学校教育目標
「やさしく、たくましい子どもの育成」
健康教育目標
生涯に渡って心身ともに健康で安全な活力ある生活を送るための基礎的実践力を育成する。
学校保健の重点
健康に生きていくための実践させる健康教育の徹底を図る。
保健室経営方針
<ul style="list-style-type: none"> • 児童の発育・健康実態を把握し、健康管理・保持増進に努める。 • 児童が、自他の生命を尊重し、安全に生活できるための実践力を養う。 • 救急体制を確立し、適切な対応を行う。
保健室経営における具体的な取組
<p>(1) 健康観察</p> <ul style="list-style-type: none"> • 毎日の学校生活が健康で安全に送れるような状態であるかを知り、児童の健康状態に応じて適切な指導・処置を行う。 • 感染症や食中毒、不登校傾向などの早期発見に役立てるとともに、保健指導や健康相談の資料に活用する。 • 各学級で朝の出欠確認時に、担任等が行い、健康観察簿に記入する。記入後、保健室前のボックスに入れる。 <p>(2) 健康診断と事後処置</p> <ul style="list-style-type: none"> • 健康診断を通じて、児童自らが自分の体の発育や健康状態を知り、よりよい健康生活の習慣や態度を養う。 • 健康診断の結果を通知し、適切に事後指導を行う。 • 学校保健統計、学校管理下の災害実態調査の実施。 <p>(3) 校内の救急体制</p> <ul style="list-style-type: none"> • 移送はタクシーを利用する。(緊急時は救急車を要請) • 学校管理下の場合、日本スポーツ振興センターの請求手続きを行う。 <p>(4) 保健室の利用にあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> • 児童自らが、健康で安全な生活を送れるようにするため、来室時には、「どうしてそのようになったのか」を考え、安全の花を咲かせることが出来るように指導する。 • 内服薬は使用しない。また、学校での手当は、応急処置の範囲なので、継続した手当は行わない。

- できるだけ休み時間を利用して来室する。
- 休養は、1時間を目安とする。また、休養後も回復しない時や早退措置が適切な場合は、学級担任に報告、家庭連絡後、早退措置をとる。
- 養護教諭不在時は原則として保健室は施錠する。手当は職員室の救急箱で対応する。保健室を開けた時は施錠、消灯などを確実にを行う。